改正後

目次
第一章　（略）
第二章　（略）
第一節～第三節　（略）
第四節　空港・航空路監視レーダー事務所（第八十三条―第八十五条）
第三章　雑則（第八十六条）
附則
（災害対策推進官）
第一条の四　大阪航空局に、災害対策推進官一人を置く。
2　災害対策推進官は、命を受けて、地方航空局の所掌事務に関する自然災害による被害の予防その他の空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）及び航空保安施設に係る保全に関する特定事項に係るものを整理する。
（空港部の所掌事務）
第三条　空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　空港等の設置及び管理に関すること（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るもの並びに保安部の所掌に属するものを除く。）。
二・三　（略）
（総務部に置く課等）
第五条　（略）
2　前項に掲げる課のほか、総務部に総務企画調整官（大阪航空局に限る。）、広報対策官及び航空保安監査官それぞれ一人を置く。
（空港部に置く課等）
第十五条　（略）
2　前項に掲げる課のほか、空港部に建築調整官一人を置く。
（削る）
（建築調整官の職務）
第二十六条　（略）
（設置）
第三十五条　国土交通省設置法第三十九条第一項に規定する地方航空局の事務所は、次のとおりとする。
空港事務所

改正前

目次
第一章　（略）
第二章　（略）
第一節～第三節　（略）
第四節　空港・航空路監視レーダー事務所（第八十三条―第八十五条）
第五節　削除
第六節　航空衛星センター（第八十九条―第九十五条）
第三章　雑則（第九十六条）
附則
（新設）
（空港部の所掌事務）
第三条　空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）の設置及び管理に関すること（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るもの並びに保安部の所掌に属するものを除く。）。
二・三　（略）
（総務部に置く課等）
第五条　（略）
2　前項に掲げる課のほか、総務部に総務企画調整官（大阪航空局に限る。）及び広報対策官及び航空保安監査官（大阪航空局に限る。）それぞれ一人を置く。
（空港部に置く課等）
第十五条　（略）
2　前項に掲げる課のほか、空港部に空港施設保全技術推進官（大阪航空局に限る。）及び建築調整官それぞれ一人を置く。
（空港施設保全技術推進官の職務）
第二十六条　空港施設保全技術推進官は、命を受けて、空港等の施設に係る保全に関する技術の向上に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
（建築調整官の職務）
第二十六条の二　（略）
（設置）
第三十五条　国土交通省設置法第三十九条第一項に規定する地方航空局の事務所は、次のとおりとする。
空港事務所